

事故発生防止のための基本指針

社会福祉法人志和大樹会

1 事故対策の基本方針

社会福祉法人志和大樹会は以下のとおり事故対策に関する指針を定め、施設の方針とします。

(1) 事故発生防止のための基本的な考え方

社会福祉法人志和大樹会は安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力を上げて運営を行います。

そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組みます。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員で自己研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努めます。

(2) リスクマネジメント体制整備

ヒヤリハットや介護事故などが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、部署会議、事故カンファレンス、事故防止委員会でその内容について検討します。

(3) 事故防止検討委員会設置の目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応を速やかに行い、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組める体制作りを推進します。

(4) 事故防止検討委員会の構成委員

事故防止検討委員会の委員は、施設長以下各事業所の主任等により構成します。

(5) 事故防止検討委員会の開催

委員会は毎年度の上半期、下半期の2回開催し、介護事故発生時の未然防止、再発防止等について検討します。また事故発生時は必要に応じ、委員長が招集します。

(6) 事故防止検討委員会の役割

- ① マニュアル、相談・苦情、ヒヤリハット、事故等の報告書の整備及び介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。
- ② ヒヤリハット報告、事故報告の分析及び改善策の検討
各部署から報告のあったヒヤリハット、事故等の分析をもとに、事故発生防止の為に改善策について部署間で共有を図ります。

③ 改善策の周知徹底

検討された改善策実施について、各部署職員に対して周知徹底を図ります。

2 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して、年1回の職員研修を実施します。

3 介護事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入します。

(2) 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行います。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるように努めます。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応の状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

(3) その他の連絡・報告について

かかりつけ医、サービス事業所等に連絡し、県・市区町村に対して介護事故等の必要な報告を行います。

4 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止検討委員会で介護事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施します。尚、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価します。

5 事故発生防止のための基本方針の公表

社会福祉法人志和大樹会の事故発生防止のための基本指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、利用者及び家族が閲覧できるようにします。

附則 この指針は、平成24年1月1日から適用します。